

法人税法 解答速報

第70回税理士試験 法人税法解答速報 第2版(2020年8月21日 12:30現在)

解答は弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。

また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕

問 1

(1)

(A社の仕訳) ※預かり所得税については、問題文から仕訳不要と思われます。

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
資 本 金 等 の 額	★ 20,000,000	現 金 預 金	24,234,250
利 益 積 立 金 額	★ 5,000,000	預 かり 所 得 税	765,750

(法的な理由・考え方)

1. 資本金等の額

自己株式の取得（市場における購入による取得等を除く。）★等により金銭等を交付した場合の取得資本金額20,000,000円★（1株当たりの資本金等の額10,000円×2,000株）は、資本金等の額の減算★項目となる。

2. 利益積立金額

自己株式の取得（市場における購入による取得等を除く。）等により交付した金銭等の額が取得資本金額を超える場合のその超える部分の金額5,000,000円★（25,000,000円－20,000,000円）は、利益積立金額の減算★項目となる。

(2)

資本金等の額の減算額は自己株式の取得（市場における購入による取得等に限る。）★の対価の額相当額★となるため、25,000,000円が資本金等の額の減算額★となり、利益積立金額の減算額は生じない。

8月21日(金) 20:30より解答速報会をLIVE配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

(3)

(B社の仕訳) ※所得税については、問題文から仕訳不要と思われます。

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
現 金 預 金	24,234,250	A 社 株 式	★ 18,000,000
所 得 税	765,750	み な し 配 当	★ 5,000,000
		A 社 株 式 譲 渡 益	★ 2,000,000

(法的な理由・考え方)

1. みなし配当

法人の株主等である内国法人が自己株式等の取得（市場における購入等を除く。）★により金銭等の交付を受けた場合★において、その金銭等の額の合計額25,000,000円がその法人の資本金等の額のうちその交付基因株式等に対応する部分の金額20,000,000円★（1株当たりの資本金等の額10,000円×2,000株）を超える部分の金額5,000,000円は、剰余金の配当等の額とみなす★。

2. 受取配当等の益金不算入

内国法人が配当等の額を受けるときは、その非支配目的株式等（発行済株式等の5%以下の株式等の所有割合）★に係る配当等の額にあっては、その配当等の額の20%相当額1,000,000円は、各事業年度の益金の額に算入しない★。その配当等の額のうち4,000,000円は益金の額に算入される。

3. 有価証券の譲渡損益

内国法人は、有価証券の譲渡に係る譲渡利益額（(1)から(2)を控除した金額）は、その譲渡契約日（一定の場合は一定の日）の属する事業年度の益金の額に算入★する。

(1) その有価証券の譲渡時の有償によるその譲渡により通常得べき対価の額（みなし配当の額を控除した金額）20,000,000円（25,000,000円－5,000,000円）★

(2) その有価証券の譲渡原価の額18,000,000円★（一単位当たりの帳簿価額×譲渡をした有価証券の数）

8月21日(金) 20:30 より解答速報会をLIVE配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

法人税法 解答速報

(4)

(A社)

1. 資本金等の額
取得資本金額が同じため、(1)と異なる★。
2. 利益積立金額
交付した金銭等の額が同じため、(1)と異なる★。

8月21日(金) 20:30より解答速報会をLIVE配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

法人税法 解答速報

(B社)

1. みなし配当
対価の支払額が著しく低くても、金銭等の額の合計額25,000,000円で計算するため、(3)と異なる★。
2. 受取配当等の益金不算入
みなし配当の金額が(3)と同じであり、(3)と異なる★。
3. 有価証券の譲渡損益
対価の支払額が著しく低い場合は、通常得べき対価の額と異なるため、有価証券の譲渡益による益金の額は異なることになる★。
4. 寄附金の額
内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額がその資産のその譲渡時の価額又はその経済的な利益のその供与時の価額に比して低いときは、その対価の額とその価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、寄附金の額に含まれる★ため、対価の額と通常得べき対価の額との差額は寄附金★となる。
内国法人が支出した寄附金の額の合計額のうち、一般寄附金の損金算入限度額を超える部分の金額は、各事業年度の損金の額に算入しない★。その損金算入限度額までは損金の額に算入される。

問2

(1) 各①及び②が両方正解して☆

	①	②
1	公共法人	納税義務がないため、課税所得はない。
2	公益法人等	各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課するが、そのうち収益事業から生じた所得以外の所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。
3	人格のない社団等	各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課するが、そのうち収益事業から生じた所得以外の所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。
4	協同組合等	各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。
5	普通法人	各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

8月21日(金) 20:30 より解答速報会をLIVE配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

法人税法 解答速報

(2)

販売業、製造業その他の一定の事業★で、継続して事業場を設けて行われるもの★をいう。

(3)①

一般社団法人は営利型と非営利型があり、営利型に該当すると普通法人★であるため、法人税の課税所得の範囲は各事業年度の所得★となる。

非営利型に該当すると公益法人等★であるため、法人税の課税所得の範囲は、各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課するが、そのうち収益事業から生じた所得以外の所得★については、各事業年度の所得に対する法人税を課さない★。

(3)②

公益社団法人は公益法人等★であるため、法人税の課税所得の範囲は、各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課するが、そのうち収益事業から生じた所得以外の所得★については、各事業年度の所得に対する法人税を課さない★。

8月21日(金) 20:30より解答速報会をLIVE配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

〔第二問〕

問 I

問 1

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計 算 過 程
役員給与の損金不算入額(加算社外 流出) 2,700,000 円☆	損金不算入 (1) 月額給与 ① B $(600,000 - 500,000) \times 5$ 月分(6~10 月分) =500,000 円★ ② C $(600,000 - 550,000) \times 4$ 月分(12~3 月分) =200,000 円★ (2) 事前確定届出給与 ① A 1,500,000 円★ ② D 500,000 円★ 合計 2,700,000 円

8 月 21 日(金) 20:30 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

法人税法 解答速報

問 2

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計 算 過 程
工場用建物E減価償却超過額 認容(減算留保) 350,000 円☆	1. 圧縮記帳 (1) 減失経費の額 ① 建物 $1,500,000 \times \frac{30,000,000}{50,500,000} + 2,000,000 = 2,891,089$ 円★ ② 機械 $1,500,000 \times \frac{20,000,000}{50,500,000} + 1,000,000 = 1,594,059$ 円 ③ 器具 $1,500,000 \times \frac{500,000}{50,500,000} + 50,000 = 64,851$ 円 (2) 差引保険金等の額 ① 建物 $30,000,000 - 2,891,089 = 27,108,911$ 円 ② 機械 $20,000,000 - 1,594,059 = 18,405,941$ 円★ ③ 器具 $500,000 - 64,851 = 435,149$ 円 (3) 保険差益金の額 ① 建物 $27,108,911 - (25,000,000 + 350,000) = 1,758,911$ 円 ② 機械 $18,405,941 - 1,000,000 = 17,405,941$ 円 ③ 器具 $435,149 - 300,000 = 135,149$ 円★ (4) 圧縮限度額 ① 建物 $1,758,911 \times \frac{\text{※}25,000,000}{27,108,911} = 1,622,078$ 円 ※ $27,108,911$ 円 $>$ $25,000,000$ 円 ∴ $25,000,000$ 円 ② 機械 $17,405,941 \times \frac{\text{※}8,000,000}{18,405,941} = 7,565,357$ 円 ※ $18,405,941$ 円 $>$ $8,000,000$ 円 ∴ $8,000,000$ 円 ③ 器具 $135,149 \times \frac{\text{※}435,149}{435,149} = 135,149$ 円 ※ $435,149$ 円 $<$ $1,000,000$ 円 ∴ $435,149$ 円

8 月 21 日(金) 20:30 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

法人税法 解答速報

問2 (続き)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計 算 過 程
事務所建物H減価償却超過額(加算留保) 3,250 円☆ 機械I減価償却超過額(加算留保) 418,562 円☆ 器具備品J減価償却超過額(加算留保) 50,798 円☆	(5) 圧縮超過額 ① 建物 $1,500,000 - 1,622,078 = \triangle 122,078$ (切捨) ★ ② 機械 $8,000,000 - 7,565,357 = 434,643$ 円★(償却費) ③ 器具 $200,000 - 135,149 = 64,851$ 円★(償却費) 2. 減価償却 (1) 事務所建物H ① 償却限度額 $(25,000,000 - 1,500,000) \times 0.042 \times \frac{3}{12} = 246,750 \text{ 円}$ ② 償却超過額 $250,000 - 246,750 = 3,250 \text{ 円}$ (2) 機械I ① 償却限度額 $(8,000,000 - 7,565,357) \times 0.222 = 96,490 \text{ 円}$ $\geq (8,000,000 - 7,565,357) \times 0.07126 = 30,972 \text{ 円}$ $\therefore 96,490 \times \frac{2}{12} = 16,081 \text{ 円}$ ② 償却超過額 $434,643 - 16,081 = 418,562 \text{ 円}$ (3) 器具備品J ① 償却限度額 $(1,000,000 - 135,149) \times 0.250 = 216,212 \text{ 円}$ $\geq (1,000,000 - 135,149) \times 0.07909 = 68,401 \text{ 円}$ $\therefore 216,212 \times \frac{3}{12} = 54,053 \text{ 円}$ ② 償却超過額 $(64,851 + 40,000) - 54,053 = 50,798 \text{ 円}$

8月21日(金) 20:30 より解答速報会をLIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

法人税法 解答速報

問 3

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計 算 過 程
受取配当等の益金不算入額 (減算※社外流出) 1,030,961 円☆ 貸倒引当金繰入超過額(加算 留保) 300,000 円☆ 貸倒引当金繰入超過額認容 (減算留保) 100,000 円☆	(1) 配当等の額 ① 関連法人株式等 1,000,000円 ② その他株式等 50,000円 ③ 非支配目的株式等 60,000円 (2) 控除負債利子の額 ① 当期支払負債利子 $200,000 + 60,000 = 260,000$ 円 ② 総資産簿価 $538,250,000 + 1,000,000 + 578,520,000 + 1,500,000$ $= 1,119,270,000$ 円★ ③ 関連法人株式等の簿価 $10,000,000 + 3,000,000 + 10,000,000 + 3,000,000$ $= 26,000,000$ 円★ ④ 原則法 $260,000 \times \frac{③}{②} = 6,039$ 円★ ⑤ 簡便法 $(イ) \frac{11,000 + 9,200}{300,000 + 290,000} = 0.0342\cdots \rightarrow 0.034 \text{ (小数点以下3位未満切捨)}$ $(ロ) 260,000 \times (イ) = 8,840$ 円★ (3) 益金不算入額 ① 原則法 $(1,000,000 - 6,039) + 50,000 \times 50\% + 60,000 \times 20\%$ $= 1,030,961$ 円 ② 簡便法 $(1,000,000 - 8,840) + 50,000 \times 50\% + 60,000 \times 20\%$ $= 1,028,160$ 円 ③ ①>② ∴ 1,030,961円

8月21日(金) 20:30 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

法人税法 解答速報

問 3 (続き)

税務上調整すべき金額 (加算・減算の別及び 留保・流出の別)	計 算 過 程
	貸倒引当金繰入超過額認容 $1,000,000 - 900,000 = 100,000$ 円 貸倒引当金繰入超過額 $1,500,000 - 1,200,000 = 300,000$ 円

8月21日(金) 20:30より解答速報会をLIVE配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

法人税法 解答速報

問 4

法人税額から控除される所得税額	計 算 過 程
283,816 円☆	(1) 株式出資 ① 個別法 $61,260 \times \frac{10,000}{\text{※}30,000} + 61,260 \times \frac{20,000}{\text{※}30,000} \times \frac{1}{6} (0.167)$ $+ 36,756 + 40,840 \times \frac{7}{11} (0.637) = 90,011 \text{円} \star$ ※ 10,000 + 20,000 = 30,000株 ② 簡便法 $61,260 \times \frac{10,000 + (30,000 - 10,000) \times \frac{1}{2}}{30,000} (0.667)$ $+ 36,756 + 40,840 \times \frac{1}{2} (0.500) = 98,036 \text{円}$ ③ ① < ② ∴ 98,036 円 (2) その他 $153,150 + 30,630 + 2,000 = 185,780 \text{円}$ (3) 合 計 $(1) + (2) = 283,816 \text{ 円}$

8 月 21 日(金) 20:30 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

法人税法 解答速報

問Ⅱ

問 1

(同族会社の判定)

(1) Uグループ

$$U(47\%) + X(6\%) = 53\%$$

(2) Vグループ

$$V(20\%) = 20\%$$

(3) Wグループ

$$W(12.5\%) = 12.5\%$$

(4) $(1)+(2)+(3) = 85.5\% > 50\%$ ∴同族会社☆

(特定同族会社の判定)

資本金の額が 120,000,000 円で 1 億円超

Uグループの所有割合 50%超

∴特定同族会社☆

8月21日(金) 20:30 より解答速報会をLIVE配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

法人税法 解答速報

問 2

	計 算 過 程
課税留保金額 23,963,000 円☆	(1) 留保金額 ① 留保所得金額 $63,000,000 - ※31,500,000 + (3,600,000 + 210,000 + ※31,500,000) - 1,200,000 - (30,000 + 2,300,000 + 1,200,000 + 740,000 + 250,000) = 61,090,000 \text{ 円} ★$ $※ \quad 63,000,000 \times 50\% = 31,500,000 \text{ 円} < 45,000,000 \text{ 円}$ $\therefore 31,500,000 \text{ 円}$
課税留保金額に対する税額 2,396,300 円☆	② 法人税額 $(63,000,000 - 31,500,000) \times 23.2\% - 731,960 - 250,000 = 6,326,040 \text{ 円} ★$ ③ 地方法人税額 916,288 円 ④ 住民税額 $(63,000,000 - 31,500,000) \times 23.2\% = 7,308,000 \text{ 円}$ $7,308,000 \times 10.4\% = 760,032 \text{ 円} ★$ ⑤ $(① + 1,200,000 - 3,600,000) - (② + ③ + ④)$ $= 50,687,640 \text{ 円} ★$ (2) 留保控除額 ① 所得基準額 $\{63,000,000 - 31,500,000 + (3,600,000 + 210,000 + 31,500,000)\} \times 40\% = 26,724,000 \text{ 円} ★$ ② 定額基準額 (算式★) $20,000,000 \times \frac{12}{12} = 20,000,000 \text{ 円}$ ③ 積立金基準額 (算式★) $120,000,000 \times 25\% - (80,000,000 - 1,200,000)$ $= \triangle 48,800,000 \rightarrow 0$ ④ ①～③のうち最大 $\therefore 26,724,000 \text{ 円}$

8 月 21 日(金) 20:30 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

法人税法 解答速報

問 2

	計 算 過 程
	(3) 課税留保金額 (算式★) $(1)-(2)=23,963,640 \rightarrow 23,963,000\text{円}$ (千円未満切捨) (4) 特別税額 (算式★) $23,963,000\text{円} \leq 30,000,000 \times \frac{12}{12}$ $\therefore 23,963,000 \times 10\% = 2,396,300\text{円}$

8月21日(金) 20:30より解答速報会をLIVE配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

法人税法 解答速報

問 4 (続き)

法人税額から控除される所得税額	計 算 過 程

8 月 21 日(金) 20:30 より解答速報会を LIVE 配信で実施！！
得点すべき箇所、合格ラインの目安など一挙公開！！

無断転写禁

第70回 税理士試験 法人税法 講評

第一問

本年の理論問題は、本命からの出題でした。ネットスクールの予想では、Aランク及びBランクから出題されており、解答するのが難しいところもほとんどありませんでした。納税義務者と課税所得の範囲は基本問題で覚えていれば書ける問題です。自己株式の取得については、テキストにある内容から出題されており、通常講義で理解をしていれば書ける問題でした。

第二問

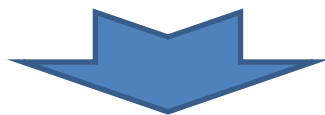
本年の計算は標準的で、難易度も問題集レベルの問題が大半でした。ただ、計算問題の最初にある役員給与だけ判断に迷う箇所が複数あり、この役員給与で余計な時間を使ってしまうと、合格点に達するのが困難となる問題でした。保険差益の圧縮記帳、減価償却、受取配当等の益金不算入、所得税額控除、同族会社等の判定、留保金課税について、いかにケアレスミスなく、解答できたが合格への鍵となります。

予想合格ボーダーライン

第一問は、解答困難なところはほとんどありませんので、高得点を狙えますが、時間配分が問題です。計算に余力を残しておくことが不可欠です。第二問は、給与について難易度が高いですが、その他の問題は、点を取れる内容です。

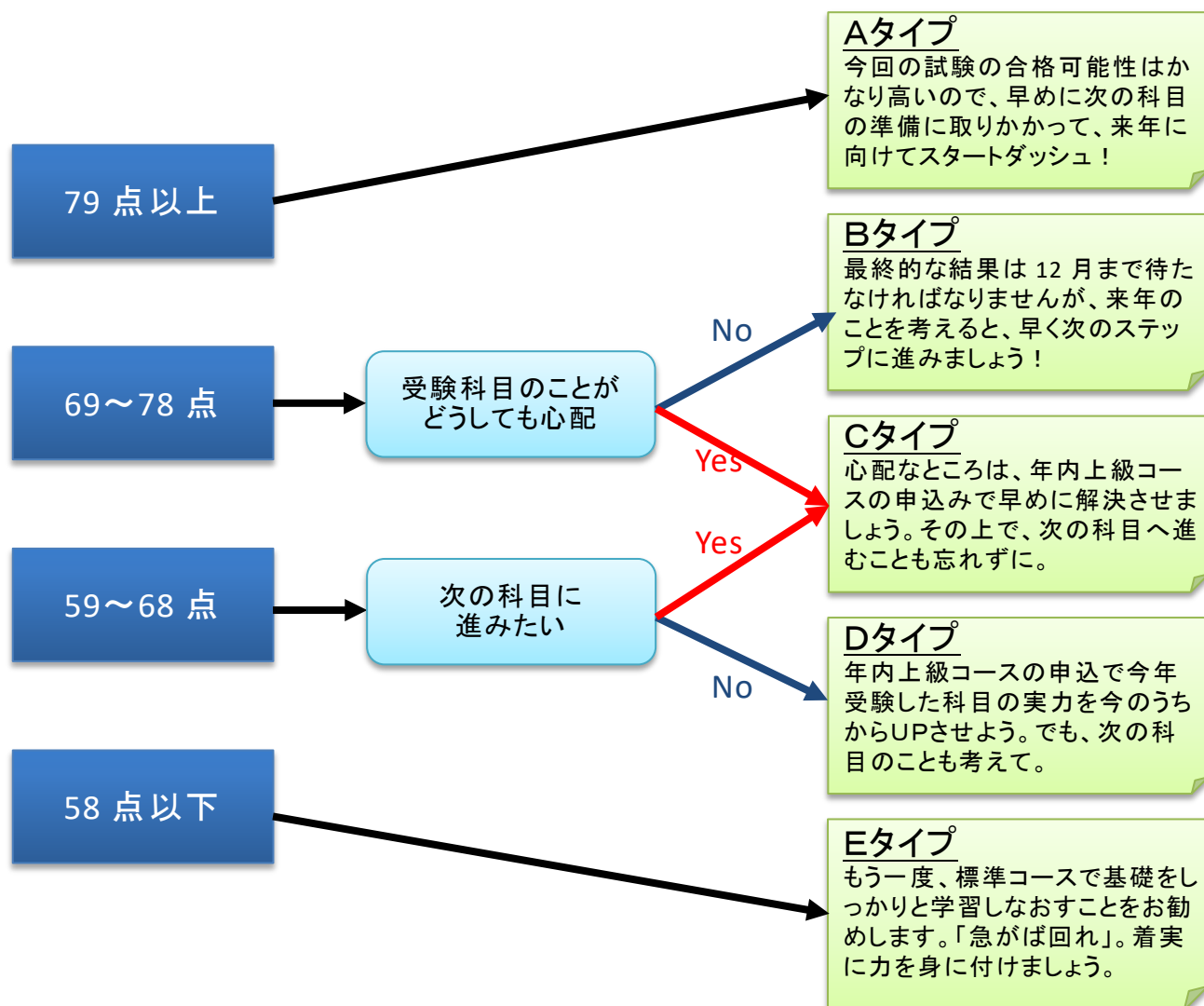
第一問	第二問	合 計
37～42点	32～37点	69～79点

次ページに、次年度に向けた自己採点結果・タイプ別コースガイド掲載中！



第 71 回税理士試験受験に向けたコース案内

第 70 回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験も終わり、第 71 回税理士試験受験に向けた準備のスタートです。第 71 回税理士試験受験に向けた科目選択やコース選択の悩みを解消するため、フローチャートで確認してみてください。なお、下記に示す点数は、ネットスクールの予想配点に基づくものになります。



(注) 配点によって、上記分析は異なります。本試験の配点は、試験委員のみ知るとなります。

第 71 回税理士試験に向けた受験対策講座は、令和 2 年 8 月 31 日より、各科目順次開講します。

ネットスクールでは、みなさんの合格へのサポートを経験豊富な講師陣を中心に行っていきます。ご受講、お待ちしております。

第 71 回税理士試験対策 WEB 講座のご案内

第 70 回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験が終わると、多くの方は来年度、第 71 回税理士試験受験に向けた準備を始められることと思います。

ネットスクールでは、8 月後半より 2021 年度(第 71 回)税理士試験に向けた科目選びや講座選びに役立つイベントを YouTube で無料配信します。来年度の税理士試験に向け、ぜひご覧下さい。

第 71 回税理士試験対策 WEB 講座無料イベントスケジュール

※都合により予告なく変更となる場合がございます。ご了承ください。

【無料説明会】

各科目の概要や WEB 講座の特長・学習スタイルなどを生配信でお伝えします(国税徴収法は録画配信のみとなります)。リアルタイムでご覧の場合、YouTube のチャット機能を通じた先生への相談も可能です。

科目	配信日程
簿記論・財務諸表論	8 月 24 日(月)20:00～
消費税法	8 月 26 日(水)20:00～
法人税法	8 月 25 日(火)20:00～
相続税法	8 月 28 日(金)20:00～
国税徴収法	8 月 28 日(金)公開予定

【無料オリエンテーション】

開講に先立ち、科目別の効率的な学習方法や心構えをお伝えします。WEB 講座の受講の参考にして頂くよう、受講生に向けたオリエンテーションの様子を収録し、YouTube にて公開いたします。

科目	配信日程
簿記論・財務諸表論	9 月 1 日(火)公開予定
消費税法	9 月 3 日(木)公開予定
法人税法	9 月 4 日(金)公開予定
相続税法	9 月 7 日(月)公開予定
国税徴収法	9 月 4 日(金)公開予定

【無料体験講義】

各科目の初回 OUTPUT 講義の様子も、YouTube で公開します。ぜひ、実際の講義を体験してみてください。

科目	配信日程
簿記論	9 月 8 日(火)公開予定
財務諸表論	9 月 11 日(金)公開予定
消費税法	9 月 11 日(金)公開予定
法人税法	9 月 11 日(金)公開予定
相続税法	9 月 11 日(金)公開予定
国税徴収法	9 月 23 日(水)公開予定



★オンラインでどこでも学習OK

インターネットに繋がる環境があれば、自宅にいな
がら実力派講師の講義が受けられます。

★後からでも、何度でも受講OK

講義はすべて録画しているの、受講期間内
であれば、後から好きな時に繰り返し見直せます。

★スマホ・タブレットにダウンロードOK

モバイル端末に講義をダウンロードすれば、通
信料を気にせず、外出先でも学習できます。

資料請求は
こちら



イベントや WEB 講座の詳細、受講のお申込はネットスクールホームページをご覧ください。

<https://www.net-school.co.jp/> または『ネットスクール』で検索！